

# 避難行動要支援者名簿に登録している要支援者の皆さんへ 個別避難計画の作成について

八戸市では、災害対策基本法の一部改正（令和3年5月）を受け、要支援者一人ひとりについて、新たに「個別避難計画」を作成します。

## ■個別避難計画（以下、計画）とは

すでに名簿に登録されている事項に、避難支援を行う際に配慮が必要な事項を追加で記載したもので、避難支援の実効性を高め、あなたが円滑かつ迅速に避難できるようにするための計画です。

計画を作成すること、計画に記載された個別情報を以下の避難支援等関係者に提供することについて、ご本人の同意をいただいた上で作成します。

### <主な記載事項>

- 基本情報
- 緊急連絡先
- かかりつけ医
- 介護・福祉サービス事業所
- 避難支援等実施者
- 配慮が必要な事項(身体状況・移動時・医薬品・補装具等)

### <避難支援等関係者>

- 民生委員・児童委員
- 八戸市民生委員児童委員協議会
- 八戸市社会福祉協議会
- 自主防災会、町内会、介護・福祉事業所、他支援団体(※)

(※)市と、個人情報の取扱いに係る協定を締結した団体に限る

## ■作成方法

あなたの担当ケアマネジャーや相談支援専門員がご自宅を訪問し、ご本人やご家族と面談の上、作成いたします。

名簿に登録されている情報に変更がないか確認するとともに、新たに追加される事項について聞き取りさせていただきます。

## ■活用方法

計画に記載された情報は、名簿と同様、避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援や安否確認などに活用いたします。

## ■作成の流れ

STEP① ケアマネ・相談員の訪問	■計画の概要、作成の必要性などを説明します ■計画の作成・提供の同意を確認します（同意確認書の記入）
STEP② ケアマネ・相談員の訪問	■ご本人やご家族と面談し、計画を作成します
STEP③ ケアマネ・相談員の訪問	■完成した計画書をお届けします

## 注意点

- ①災害時は、あなたの避難を支援してくれる方やその家族の安全確保が優先されるため、支援が必ず受けられることを保障するものではありません。
- ②避難を支援する方が法的な義務や責任を負うものではありません。

### 【お問い合わせ】

八戸市 福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ  
電話：43-9258(直通)

